

基本使用料金（平成 26 年 4 月 1 日改定）

時間／区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	平日	7,320円	12,570円	15,710円	35,600円
	日・土・休日	8,900	15,080	18,860	42,840
小ホール		1,660	2,080	2,500	6,240
控室		310	370	450	1,130
練習室		1,030	1,240	1,460	3,730
会議室		820	1,030	1,240	3,090
和室		820	1,030	1,240	3,090

備考

- この表において、「日・土・休日とは日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいい、「平日」とは日・土・休日以外の日をいう。
- 使用者が大ホールの舞台部分のみを使用する場合は、当該使用に係る区分に応じた使用料の額の 100 分の 30 に相当する額を当該使用料の額とする。
- 使用者が入場料若しくはこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合又は入場料等を徴収しないが営利（使用者が商行為のため特定又は不特定多数の者を対象に、営業の広報又は営業上の利益のために行う招待及びこれに類する行為を行うことをいう。以下同じ。）を目的として使用する場合は、当該使用に係る区分に応じた使用料の額に、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を当該使用料の額に乗じて得た額を加算するものとする。この場合において、使用者が入場料等に段階を設けているときは、当該入場料の最高額をもって同表を適用する。

区分	割合
入場料等が1,000円以下の場合	100分の30
入場料等が1,000円を超え3,000円以下の場合	100分の70
入場料等が3,000円を超える場合	100分の150
入場料等を徴収しないが営利を目的とする場合	100分の200

- 使用者がこの表に規定する使用時間を超えて使用する場合の使用料は、その超える時間 1 時間につき、全日の使用料の額（前 2 項の適用がある場合は、当該適用後の額）に 100 分の 12 を乗じて得た額とする。この場合において、使用時間を超える時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間とみなす。
- 前項の規定にかかわらず、午前から午後へ、又は午後から夜間へ引き続き使用する場合は、それぞれの使用料を合計した額とする。
- 使用者が冷暖房を使用する場合は、当該使用に係る区分に応じた使用料の額に、当該使用する時間 1 時間につき、大ホールにあつては 3,990 円を、その他の施設にあつては全日の使用料の額に 100 分の 10 を乗じて得た額を加算するものとする。この場合において、使用する時間に 1 時間未満の端数があるときは、1 時間とみなす。
- この表及び前各項の規定により算定した使用料に 10 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。